

（非公開資料は、会議事務局の内閣情報調査室（内調）が社民党の福島瑞穂党首（参院議員）に提出したものだ。政府は、配布資料の取り扱いについて「機微な情報などが含まれている一部は公開していない。情報公開法に基づく開示請求に対しては、不開示部分を除いて開示する」と説明していたが、福島氏が「出せる資料はすぐに出してほしい」と強く要求した。

重要なものは、第一回会議で配布された「有識者会議の運営について（案）」と、第一・五回会議の「事務局案」だ。会議は昨年一月から六月までに計六回、非公開で開催され、発言者名を伏せた箇条書きの「議事要旨」が首相官邸のホームページに掲載されていふ。議事録は作成しており、議事録は作成しておらず、事務局の職員が委員の発言内容を記録したメモは破棄していた。

議事録の未作成や事務方メモの破棄が明るみに出た秘密保全法制に関する有識者会議。「じゅう特報部」は非公開の配布資料を入手した。密室協議の背景には、官僚主導の運営を覆い隠そうとする意図があつたのではないか。資料を見ていくと、そんな疑問が浮かび上がるてくる。

秘密保全法制の有識者会議

非公開資料を入手

秘密保全法制に関する有識者会議で配布された事務局案。「対外非公表」「取扱注意」と記されている



報告書、まるで事務局案

一方、「事務局案」ついていたかのようない象は、昨年八月に公表されを与えるが、内調の担当た報告書の正当性に疑い者は「結果的に事務局案を抱かせる。政府は、議と報告書が同じような内論のテーマについて「会容になつたということは議の冒頭、事務方がポイあるかもしれないが、最ントを説明した」として初に案があつたといいうが、事務局案は、まことはない」と否定するで報告書から抜粋してる。

政府は、会議運営の在り方について「第一回会議で事務局が例示した論点を委員が審議した結果、会議の非公開、議事要旨の原則公開を決定し、会議運営の在り方と主張する。」と主張する。

「有識者会議の運営」について（案）には、①会議は非公開②議事要旨は発言者名を付さない形で原則公開」としか書かれていない。つまり会議の公開や議事録作成といつて（案）には、①選択肢は最初から排列されていた。密室協議は事務局が持ち掛けたものだったのだ。

る。報告書と比べると、表現までほぼ一緒だ。

内調側は否定

程で、国民の知る権利を侵している。法案ができるれば、政府が情報を独占するのは明らかだ。法制化は阻止しなければならない

有識者会議が始まる前

に、報告書案が出来上がらない